

10月22日(木)、日本弁理士会東海会 教育機関支援機構に所属されています弁理士・山本喜一先生をお招きし、知的財産権の中でも私たちの生活に密接に関わりのある“著作権”について、その利用上の注意などご講話いただきました。



### 著作権侵害をすると



- 罰則
- ① 10年以下の懲役
  - ② 1000万円以下の罰金
  - ③ ①②の両方

損害賠償請求・不当利得請求・差止請求

(参考) 窃盗罪  
10年以下の懲役または50万円以下の罰金

演題は、「著作物の利用 ～Web上の情報取得・Web上への情報発信が容易な時代において著作者を尊重した適切な著作物の利用方法～」として、私たちが課題研究をはじめとした調べ学習を進める上で、活用する各種文献の扱い方をご教示いただきました。サブタイトルにあるように、キーポイントは、作者(著作者)の権利を尊重すること。尊重するためには、情報の出典を明らかにし、その情報には手を加えることなく正しく表記することを徹底するべき、ということでした。これを十分に注意しないと、場合によっては、重犯罪とみなされ、1000万円以下の罰金となることもあるそうです。

熊崎さんの作品

### 音楽著作物等の利用例

(1)



音楽(歌詞・楽曲)の複製  
ABC

原盤音源の複製

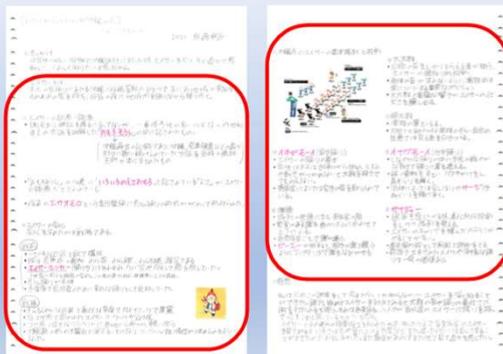
(2)



音楽(歌詞・楽曲)の複製  
ABC

原盤音源の複製

生徒には、本年度の沖縄修学旅行がキャンセルとなったことを受け、それをテーマに「私たちが知りたかった沖縄の今」というタイトルでレポートを書きました。生徒の典型的な傾向が表れている作品数点を、今回の山本先生にも目を通していただきました。著作権の一般的なことに触れていただいた前半につづいて、後半は、それらを“添削”していただく形式で、Web情報を中心とした参考文献の扱い方の注意点を具体的に指摘していただきました。



☆出典を記載しよう!  
複数のWebサイトを参照しているなら分けて説明すると良い

1. WebサイトA
2. WebサイトB
3. 情報のまとめ(上記情報の整理)

